

# 申込書の記入注意点

**② 申込日(告知日)**  
申込日を必ず記入してください。

2023年 7月 20日

**③ 被保険者氏名、性別、生年月日**  
印字されていない場合、洩れなく記入・チェックしてください。(氏名はカナで記入)

ワカバ タロウ 男 57年 6月 1日

**① 被保険者コード**  
印字されていない場合、社員番号(5桁)を記入してください。

12345

**④ お申し込み欄**

区分	現在加入	お申し込み欄	お申し込みは該当欄に記入・チェックしてください。
100	カカタナ	加入金額	<input type="checkbox"/> 6,000(01) <input type="checkbox"/> 5,500(02) <input type="checkbox"/> 5,000(03) <input type="checkbox"/> 4,500(04) <input type="checkbox"/> 4,000(05) <input type="checkbox"/> 3,500(06) <input checked="" type="checkbox"/> 3,000(07) <input type="checkbox"/> 2,500(08) <input type="checkbox"/> 2,000(09) <input type="checkbox"/> 1,500(10) <input type="checkbox"/> 1,000(11) <input type="checkbox"/> 900(12) <input type="checkbox"/> 800(13) <input type="checkbox"/> 700(14) <input type="checkbox"/> 600(15) <input type="checkbox"/> 500(16) <input type="checkbox"/> 400(17) <input type="checkbox"/> 300(18) <input type="checkbox"/> 200(19) <input type="checkbox"/> 100(20) 万円(コース)
A10	いのちの保険	加入金額	<input checked="" type="checkbox"/> 8,000 <input type="checkbox"/> 5,000 <input type="checkbox"/> 3,000 円
B10	ファミリー医療保障プラン	加入金額	<input checked="" type="checkbox"/> 8,000 <input type="checkbox"/> 5,000 <input type="checkbox"/> 3,000 円

**⑤ 死亡保険金受取人**  
「いのちの保険」は必ず死亡保険金受取人を指定してください。

**⑥ 「確認」兼「申込」兼「告知」押印欄**  
・印鑑は、はっきりと押印してください。

# 田辺三菱製薬グループのみなさまへ

2023年度  
中途PR

〈パンフレット 兼 契約概要・注意喚起情報〉  
内容をご確認のうえ、申込書をご提出ください。

**制度統合に関するお知らせ**  
田辺三菱製薬グループで実施していた「医療保障保険」は、三菱ケミカルグループの「ファミリー医療保障プラン」と統合します。

**医療保障保険**      **ファミリー医療保障プラン**

〈これまで〉      10/1      〈これから〉

※現在、「医療保障保険」にご加入の方で、継続加入を希望される場合は必ず申込書をご提出ください。  
申込書のご提出がない場合は継続加入いただけません。

※なお、現在ご加入の入院給付金日額以下のコースでご継続いただく場合は、告知は不要です。  
増額する場合は増額部分について告知が必要となります。

**いのちの保険**      今回は中途PRのため、新規ご加入のみのPRです      P.3~

<年金払特約付こども特約付団体定期保険>

**NEW**      **ファミリー医療保障プラン**      P.9~

<家族特約付医療保障保険(団体型)>

※【契約概要】【注意喚起情報】はP21～P22に記載しています。  
ご加入前に必ずご確認ください。

申込締切日	責任開始期(加入日)
2023年 <b>7月31日(月)</b>	2023年 <b>10月1日(日)</b>

**三菱ケミカルグループ株式会社**  
〈事務委託〉 **ダイヤリックス株式会社**

問い合わせ先 申込書提出先      ダイヤリックス株式会社 近畿エリア保険部 (大阪)  
TEL: 0120-394-675      e-mail: MCJP-DG-RIX\_OSH01@mchcgr.com

保険サービスサイト      メールでのお問い合わせはこちら

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約における契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付こども特約付団体定期保険契約、家族特約付医療保障保険(団体型)契約に基づき運営します。  
この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は変更されることがあります。

【引受会社】 明治安田生命保険相互会社(事務幹事)  
太陽生命保険株式会社・第一生命保険株式会社・日本生命保険相互会社・住友生命保険相互会社

いのちの保険  
ファミリー医療保障プラン  
各種お取り扱い  
契約概要・注意喚起情報



## 「ファミリー医療保障プラン」のポイント

Point 1 スケールメリットがより大きくなり、  
お手頃な保険料になりました！

Point 2 退職後も継続可能になりました！

※4,000円コースは廃止になります。

### ファミリー医療保障プラン 保険料例

30歳の方が入院日額5,000円にご加入の場合

いままで

医療保障保険

月額保険料 1,588円

これから

ファミリー医療保障プラン

月額保険料 1,430円

※年齢は保険年齢です  
※保険料は概算です  
※その他の年齢、コースはP.9~10をご覧ください

#### ご注意



- ・今年度は制度変更により、制度内容に変更があります。
- ・現在、「医療保障保険」にご加入の方で、継続加入を希望される場合は必ず申込書をご提出ください。申込書のご提出がない場合は継続加入いただけません。
- ・なお、現在ご加入の保険金額以下のコースでご継続いただく場合は、告知は不要です。増額する場合は増額部分について告知が必要となります。

## 本制度の4つの特長

# この制度は 福利厚生制度のひとつです

## 三菱ケミカルグループだけの、助け合いの保険

「いのちの保険」「ファミリー医療保障プラン」は福利厚生制度のひとつであり、三菱ケミカルグループの従業員のみなさまのために設計された保険です。加入者数や加入率が増えることで、実質的な負担が軽減されるなどの特長があります。福利厚生制度「いのちの保険」「ファミリー医療保障プラン」のご活用をぜひご検討ください。



### 特長 ① 手ごろな保険料で充実した保障

相互扶助のための団体保険ですから、保険料がお手ごろです。

### 特長 ② 配当金で実質負担は軽減

年に1回、収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金として還付します。ただし今回は、9ヵ月で収支計算を行います。

### 特長 ③ 保険金・給付金の請求が安心・迅速

保険金・給付金の請求は、会社・ダイヤリックス(株)が窓口となり、お手続きをしっかりとサポートします。

### 特長 ④ 1年ごとにコースの見直しが可能

毎年コースを変更できるので、ライフイベントに合わせた最適な保障が準備できます。

## この機会にぜひご検討ください

# いのちの保険

<年金払特約付こども特約付団体定期保険>

## 意向確認【ご加入前のご確認】

いのちの保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。  
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

**保障内容** 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。

## ご加入いただける方

いのちの保険	本人	配偶者	こども
	役員および従業員（嘱託を含む）で、14歳6ヵ月を超え70歳6ヵ月までの方。（継続の場合は80歳6ヵ月までの方）	本人の配偶者で、18歳以上、70歳6ヵ月までの方。 （継続の場合は80歳6ヵ月までの方） ただし、2022年4月1日時点で満16歳以上満18歳未満の女性の方は配偶者として加入することができます	本人が扶養する子*で、2歳6ヵ月を超え22歳6ヵ月までの方。

\*健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。  
※上記年齢は2023年7月1日現在の満年齢です。

## おすすめコース



### 独身の方の場合 (25歳)

自分自身の万が一の場合に備え、保険料をおさえつつ最低限の保障を準備しましょう。

**18コース** 死亡・高度障害保険金 300万円

月払保険料(概算)

男性 **564円**

女性 **522円**



### 子育て世代の方の場合 (40歳)

ご家族が増え、最も保障の充実が必要な世代です。  
万が一の場合に大切なご家族のため、しっかりとした保障で備えましょう。

**7コース** 死亡・高度障害保険金 3,000万円

月払保険料(概算)

男性 **5,970円**

女性 **5,730円**



### シニア世代の方の場合 (65歳)

お子さまの独立等で生活必要資金は減少していきますが、年齢的なリスクに対してご健康なうちに備えておきましょう。

**11コース** 死亡・高度障害保険金 1,000万円

月払保険料(概算)

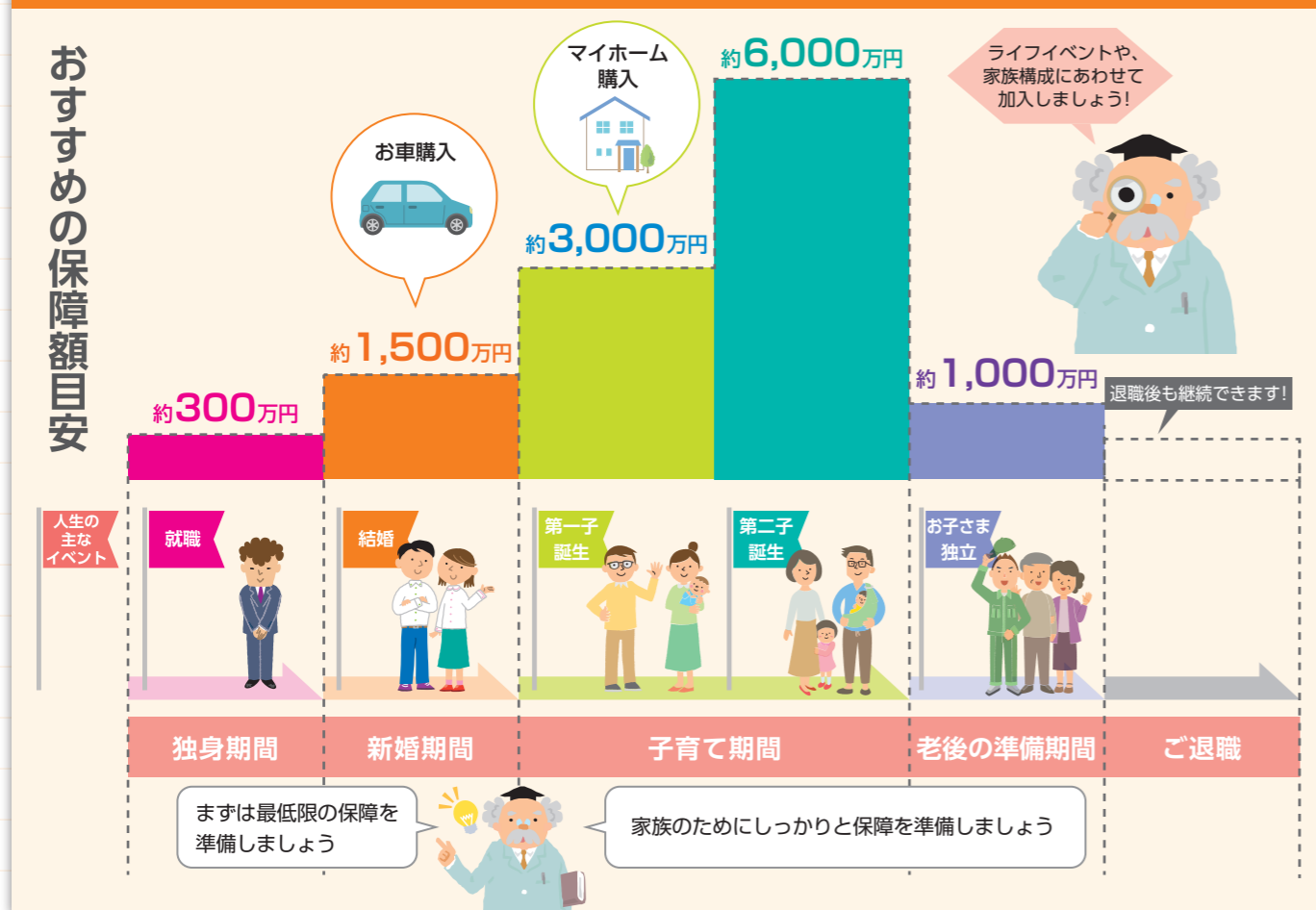
男性 **4,690円**

女性 **3,180円**

※記載の保険料は概算です。※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2023年7月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

加入コース、保険料はP5~8をご確認ください。

## ライフイベントに合わせて、コースを見直しましょう



いのちの保険

ファミリー医療保障プラン

各種お取り扱い

契約概要・注意喚起情報

保障内容と月額保険料（概算）

死亡・高度障害のとき【死亡・高度障害保険金】

【加入対象区分：本人・配偶者・子ども】

●本人

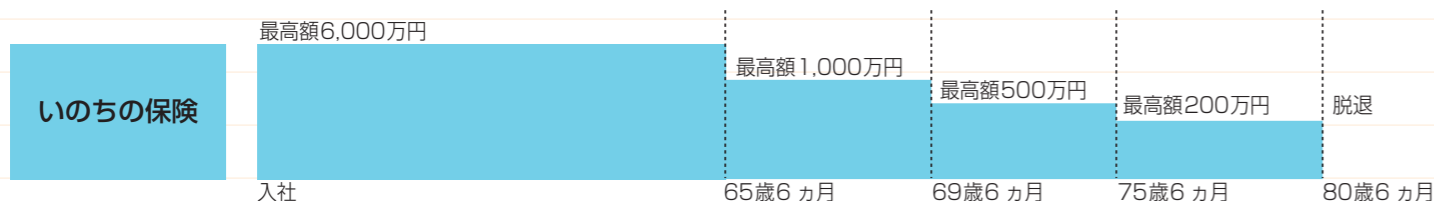
コース	死亡・高度障害保険金 (年金原資) 万円	性別	15～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳
1	6,000	男性	11,280円	11,940円	13,020円	14,820円	17,580円	21,480円	28,140円	—円	—円	—円	—円	—円	—円	—円	—円	—円	—円	—円	—円
		女性	10,440	11,460	12,060	13,380	14,940	16,560	19,080	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	5,500	男性	10,340	10,945	11,935	13,585	16,115	19,690	25,795	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		女性	9,570	10,505	11,055	12,265	13,695	15,180	17,490	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	5,000	男性	9,400	9,950	10,850	12,350	14,650	17,900	23,450	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		女性	8,700	9,550	10,050	11,150	12,450	13,800	15,900	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	4,500	男性	8,460	8,955	9,765	11,115	13,185	16,110	21,105	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		女性	7,830	8,595	9,045	10,035	11,205	12,420	14,310	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	4,000	男性	7,520	7,960	8,680	9,880	11,720	14,320	18,760	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		女性	6,960	7,640	8,040	8,920	9,960	11,040	12,720	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	3,500	男性	6,580	6,965	7,595	8,645	10,255	12,530	16,415	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		女性	6,090	6,685	7,035	7,805	8,715	9,660	11,130	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	3,000	男性	5,640	5,970	6,510	7,410	8,790	10,740	14,070	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		女性	5,220	5,730	6,030	6,690	7,470	8,280	9,540	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	2,500	男性	4,700	4,975	5,425	6,175	7,325	8,950	11,725	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		女性	4,350	4,775	5,025	5,575	6,225	6,900	7,950	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	2,000	男性	3,760	3,980	4,340	4,940	5,860	7,160	9,380	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		女性	3,480	3,820	4,020	4,460	4,980	5,520	6,360	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	1,500	男性	2,820	2,985	3,255	3,705	4,395	5,370	7,035	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		女性	2,610	2,865	3,015	3,345	3,735	4,140	4,770	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	1,000	男性	1,880	1,990	2,170	2,470	2,930	3,580	4,690	6,240	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		女性	1,740	1,910	2,010	2,230	2,490	2,760	3,180	3,780	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	900	男性	1,692	1,791	1,953	2,223	2,637	3,222	4,221	5,616	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		女性	1,566	1,719	1,809	2,007	2,241	2,484	2,862	3,402	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	800	男性	1,504	1,592	1,736	1,976	2,344	2,864	3,752	4,992	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		女性	1,392	1,528	1,608	1,784	1,992	2,208	2,544	3,024	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	700	男性	1,316	1,393	1,519	1,729	2,051	2,506	3,283	4,368	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		女性	1,218	1,337	1,407	1,561	1,743	1,932	2,226	2,646	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	600	男性	1,128	1,194	1,302	1,482	1,758	2,148	2,814	3,744	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		女性	1,044	1,146	1,206	1,338	1,494	1,656	1,908	2,268	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	500	男性	940	995	1,085	1,235	1,465	1,790	2,345	3,120	3,120	3,855	4,185	4,570	5,020	5,545	—	—	—	—	—
		女性	870	955	1,005	1,115	1,245	1,380	1,590	1,890	1,890	2,265	2,440	2,645	2,870	3,115	—	—	—	—	—
17	400	男性	752	796	868	988	1,172	1,432	1,876	2,496	2,496	3,084	3,348	3,656	4,016	4,436	—	—	—	—	—
		女性	696	764	804	892	996	1,104	1,272	1,512	1,512	1,812	1,952	2,116	2,296	2,492	—	—	—	—	—
18	300	男性	564	597	651	741	879	1,074	1,407	1,872	1,872	2,313	2,511	2,742	3,012	3,327	—	—	—	—	—
		女性	522	573	603	669	747	828	954	1,134	1,134	1,359	1,464	1,587	1,722	1,869	—	—	—	—	—
19	200	男性	376	398	434	494	586	716	938	1,248	1,248	1,542	1,674	1,828	2,008	2,218	2,466	2,760	3,106	3,504	3,956
		女性	348	382	402	446	498	552	636	756	756	906	976	1,058	1,148	1,246	1,356	1,486	1,642	1,830	2,056
20	100	男性	188	199	217	247	293	358	469	624	624	771	837	914	1,004	1,109	1,233	1,380	1,553	1,752	1,978
		女性	174	191	201	223	249	276	318	378	378	453	488	529	574	623	678	743	821	915	1,028

年齢により加入保険金額の上限を設けてあります。  
更新日時点で満65歳6ヵ月、満69歳6ヵ月、満75歳6ヵ月を超える方は、自動的に保険金額が変更（減額）となりますのでご注意ください。

※退職後は保険金額の増額はできません。

コース選択の際のご注意

- 年齢により加入保険金額の上限を設けてあります。
- 更新日時点で満65歳6ヵ月、満69歳6ヵ月、満75歳6ヵ月を超える方は、自動的に保険金額が変更（減額）となりますのでご注意ください。



- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=2023年7月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
- 記載の保険料は2022年7月1日更新時に適用している優良割引率で計算しています。なお、今後の本人の加入者数や、保険金のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変更もしくは廃止となることがあります。

配偶者・子ども、上記以外のコースにご加入の方はP7～8をご確認ください。

お支払いに関する重要事項が記載されています。必ずご確認ください。 P15～16

保障内容と月額保険料（概算）

●配偶者

死亡・高度障害保険金 (年金原資)	性別	16~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳	61~65歳	66~69歳	70歳	71歳
1,300万円	男性	2,444円	2,587円	2,821円	3,211円	3,809円	4,654円	6,097円	-円	-円	-円
	女性	2,262	2,483	2,613	2,899	3,237	3,588	4,134	-	-	-
1,000	男性	1,880	1,990	2,170	2,470	2,930	3,580	4,690	6,240	-	-
	女性	1,740	1,910	2,010	2,230	2,490	2,760	3,180	3,780	-	-
800	男性	1,504	1,592	1,736	1,976	2,344	2,864	3,752	4,992	-	-
	女性	1,392	1,528	1,608	1,784	1,992	2,208	2,544	3,024	-	-
600	男性	1,128	1,194	1,302	1,482	1,758	2,148	2,814	3,744	-	-
	女性	1,044	1,146	1,206	1,338	1,494	1,656	1,908	2,268	-	-
500	男性	940	995	1,085	1,235	1,465	1,790	2,345	3,120	3,120	3,855
	女性	870	955	1,005	1,115	1,245	1,380	1,590	1,890	1,890	2,265
400	男性	752	796	868	988	1,172	1,432	1,876	2,496	2,496	3,084
	女性	696	764	804	892	996	1,104	1,272	1,512	1,512	1,812
300	男性	564	597	651	741	879	1,074	1,407	1,872	1,872	2,313
	女性	522	573	603	669	747	828	954	1,134	1,134	1,359
250	男性	470	498	543	618	733	895	1,173	1,560	1,560	1,928
	女性	435	478	503	558	623	690	795	945	945	1,133
200	男性	376	398	434	494	586	716	938	1,248	1,248	1,542
	女性	348	382	402	446	498	552	636	756	756	906
100	男性	188	199	217	247	293	358	469	624	624	771
	女性	174	191	201	223	249	276	318	378	378	453

死亡・高度障害保険金 (年金原資)	性別	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳
1,300万円	男性	-円	-円	-円	-円	-円	-円	-円	-円	-円
	女性	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,000	男性	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女性	-	-	-	-	-	-	-	-	-
800	男性	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女性	-	-	-	-	-	-	-	-	-
600	男性	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女性	-	-	-	-	-	-	-	-	-
500	男性	4,185	4,570	5,020	5,545	-	-	-	-	-
	女性	2,440	2,645	2,870	3,115	-	-	-	-	-
400	男性	3,348	3,656	4,016	4,436	-	-	-	-	-
	女性	1,952	2,116	2,296	2,492	-	-	-	-	-
300	男性	2,511	2,742	3,012	3,327	-	-	-	-	-
	女性	1,464	1,587	1,722	1,869	-	-	-	-	-
250	男性	2,093	2,285	2,510	2,773	-	-	-	-	-
	女性	1,220	1,323	1,435	1,558	-	-	-	-	-
200	男性	1,674	1,828	2,008	2,218	2,466	2,760	3,106	3,504	3,956
	女性	976	1,058	1,148	1,246	1,356	1,486	1,642	1,830	2,056
100	男性	837	914	1,004	1,109	1,233	1,380	1,553	1,752	1,978
	女性	488	529	574	623	678	743	821	915	1,028

●子ども（1人あたり）

死亡・高度障害保険金	一律
300万円	210円
200	140
100	70

- 配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。

お支払いに関する重要事項が記載されています。必ずご確認ください。 P15~16

保障内容と月額保険料（概算）

※下記のコースは継続専用コースとなります。  
新規加入はできません。

●本人

コース	死亡・高度障害保険金 (年金原資)	性別	15~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳	61~65歳
21	5,900万円	男性	11,092円	11,741円	12,803円	14,573円	17,287円	21,122円	27,671円
		女性	10,266	11,269	11,859	13,157	14,691	16,284	18,762
22	5,400	男性	10,152	10,746	11,718	13,338	15,822	19,332	25,326
		女性	9,396	10,314	10,854	12,042	13,446	14,904	17,172
23	4,600	男性	8,648	9,154	9,982	11,362	13,478	16,468	21,574
		女性	8,004	8,786	9,246	10,258	11,454	12,696	14,628
24	4,400	男性	8,272	8,756	9,548	10,868	12,892	15,752	20,636
		女性	7,656	8,404	8,844	9,812	10,956	12,144	13,992
25	4,200	男性	7,896	8,358	9,114	10,374	12,306	15,036	19,698
		女性	7,308	8,022	8,442	9,366	10,458	11,592	13,356
26	4,100	男性	7,708	8,159	8,897	10,127	12,013	14,678	19,229
		女性	7,134	7,831	8,241	9,143	10,209	11,316	13,038
27	3,800	男性	7,144	7,562	8,246	9,386	11,134	13,604	17,822
		女性	6,612	7,258	7,638	8,474	9,462	10,488	12,084
28	3,700	男性	6,956	7,363	8,029	9,139	10,841	13,246	17,353
		女性	6,438	7,067	7,437	8,251	9,213	10,212	11,766
29	3,600	男性	6,768	7,164	7,812	8,892	10,548	12,888	16,884
		女性	6,264	6,876	7,236	8,028	8,964	9,936	11,448
30	3,300	男性	6,204	6,567	7,161	8,151	9,669	11,814	15,477
		女性	5,742	6,303	6,633	7,359	8,217	9,108	10,494
31	3,200	男性	6,016	6,368	6,944	7,904	9,376	11,456	15,008
		女性	5,568	6,112	6,432	7,136	7,968	8,832	10,176
32	3,100	男性	5,828	6,169	6,727	7,657	9,083	11,098	14,539
		女性	5,394	5,921	6,231	6,913	7,719	8,556	9,858
33	2,900	男性	5,452	5,771	6,293	7,163	8,497	10,382	13,601
		女性	5,046	5,539	5,829	6,467	7,221	8,004	9,222
34	2,800	男性	5,264	5,572	6,076	6,916	8,204	10,024	13,132
		女性	4,872	5,348	5,628	6,244	6,972	7,728	8,904
35	2,700	男性	5,076	5,373	5,859	6,669	7,911	9,666	12,663
		女性	4,698	5,157	5,427	6,021	6,723	7,452	8,586
36	2,400	男性	4,512	4,776	5,208	5,928	7,032	8,592	11,256
		女性	4,176	4,584	4,824	5,352	5,976	6,624	7,632
37	2,300	男性	4,324	4,577	4,991	5,681	6,739	8,234	10,787
		女性	4,002	4,393	4,623	5,129	5,727	6,348	7,314
38	2,200	男性	4,136	4,378	4,774	5,434	6,446	7,876	10,318
		女性	3,828	4,202	4,422	4,906	5,478	6,072	6,996
39	2,100	男性	3,948	4,179	4,557	5,187	6,153	7,518	9,849
		女性	3,654	4,011	4,221	4,683	5,229	5,796	6,678
40	1,900	男性	3,572	3,781	4,123	4,693	5,567	6,802	8,911
		女性	3,306	3,629	3,819	4,237	4,731	5,244	6,042
41	1,800	男性	3,384	3,582	3,906	4,446	5,274	6,444	8,442
		女性	3,132	3,438	3,618	4,014	4,482	4,968	5,724
42	1,700	男性	3,196	3,383	3,689	4,199	4,981	6,086	7,973
		女性	2,958	3,247	3,417	3,791	4,233	4,692	5,406
43	1,600	男性	3,008	3,184	3,472	3,952	4,688	5,728	7,504
		女性	2,784	3,056	3,216	3,568	3,984	4,416	5,088
44	1,400	男性	2,632	2,786	3,038	3,458	4,102	5,012	6,566
		女性	2,436	2,674	2,814	3,122	3,486	3,864	4,452
45	1,300	男性	2,444	2,587	2,821	3,211	3,809	4,654	6,097
		女性	2,262	2,483	2,613	2,899	3,237	3,588	4,134
46	1,200	男性	2,256	2,388	2,604	2,964	3,516	4,296	5,628
		女性	2,088	2,292	2,412	2,676	2,988	3,312	3,816
47	1,100	男性	2,068	2,189	2,387	2,717	3,223	3,938	5,159
		女性	1,914	2,101	2,211	2,453	2,739	3,036	3,498

# ファミリー医療保障プラン

<家族特約付医療保障保険（団体型）>

## 意向確認【ご加入前のご確認】

ファミリー医療保障プランは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。  
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

## 保障内容

病気やケガで継続して5日以上入院した場合、入院給付金を5日目からお支払いします。

## ご加入いただける方

ファミリー医療保障プラン	本人	配偶者	子ども*
	役員および従業員（嘱託を含む）で、14歳6ヵ月を超え69歳6ヵ月までの方。	本人の配偶者で、18歳以上、69歳6ヵ月までの方。 ただし、2022年4月1日時点で満16歳以上満18歳未満の女性の方は配偶者として加入することができます	本人の子どもで、22歳6ヵ月までの方。

\*本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で、かつ、本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。  
※上記年齢は2023年7月1日現在の満年齢です。

## 保障内容と保険料

給付種類	コース	8,000円コース	5,000円コース	3,000円コース
入院給付金 (病気・ケガで継続して5日以上入院のとき)		日額8,000円	日額5,000円	日額3,000円
死亡保険金 (死亡したとき)		10万円	10万円	10万円

年齢	加入対象区分	本人	本人・配偶者・子ども	本人・配偶者・子ども
15～19歳		1,423円	901円	553円
20～24歳		1,846円	1,165円	711円
25～29歳		2,142円	1,350円	822円
30～34歳		2,270円	1,430円	870円
35～39歳		2,288円	1,442円	878円
40～44歳		2,550円	1,608円	980円
45～49歳		2,951円	1,862円	1,136円
50～54歳		3,782円	2,387円	1,457円
55～59歳		4,893円	3,093円	1,893円
60～64歳		6,712円	4,249円	2,607円
65～69歳		9,736円	6,169円	3,791円
子ども 1人につき(0～22歳)年齢に関係なく		—	一律924円	一律564円

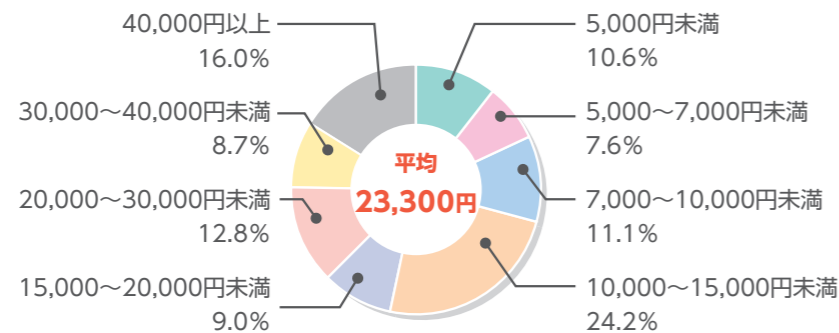
※8,000円コースを選択できるのは本人のみです。  
※病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について120日を限度とします。  
※入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。

- この保険料は加入者（本人のみ）が500名以上699名以下の場合の保険料です。したがって実際の加入者数が異なれば、上記保険料は異なりますので、その場合は初回に遡って正規保険料を適用します。
- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
(例) 保険年齢40歳=2023年7月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。
- 配偶者、子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者、子どもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。
- 本人について定められた死亡保険金が支払われた場合、配偶者、子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者、子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。

## 入院1日あたりの自己負担費用はどれくらいでしょうか？



### ●直近の入院時の1日あたりの自己負担費用



- 過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人。  
〔高額療養費制度を利用した人+利用しなかった人(適用外含む)〕
- 治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。

(公財)生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」より  
(回答者数:368名)

入院1日あたりの自己負担費用は、平均23,300円です。  
入院が長期間になると、費用負担も増大しますので、医療費に対する備えをしておくことをおすすめします。



# 共通取扱

加入日（\*）前に発生した傷害や疾病が原因である場合には、保険金等がお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

（\*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

## 保険期間

9カ月間(2023年10月1日～2024年6月30日)で以後毎年1年ごとに更新します。  
保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。

## 申込方法

加入申込書兼告知書（3枚複写）にもれなく記入・押印のうえ、表紙に記載のダイヤリックス近畿エリア保険部（大阪）に提出してください。

## 保険料

（在職中）毎月の給与から控除します（初回は10月給与より）  
（退職後）各人の預金口座より自動引き落とし（3カ月ごと）

## 配当金

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。前年度に剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いしますので、実質的な負担は軽減されます。ただし、今回は9カ月で収支計算を行います。  
（ただし、中途脱退の場合は配当金はお支払いできません）  
なお、配当金は引受保険会社のお支払時期の前年度決算および引受金額によって決定されます。  
（在職中）9月の給与にて還付  
（退職後）保険料引落とし口座に振込手数料を控除して、10月下旬頃に振り込みます。

## 保険金額・コース変更、継続加入の取扱い

年1回、7月1日付でお取り扱いします（保険期間の途中で保険金額・コースを変更することはできません）。一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、前年度と同じ保険金額・コース以下で継続加入できます。  
なお、更新の際に、保険金額・コース・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。（いのちの保険は年齢により加入保険金額の上限を設けてあります。）ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。退職後は保険金額・コースの増額はできません。

## 保険会社からのお願い・ご注意

### <保険金・給付金のご請求について>

- 保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
- 保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間で請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

### <改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について>

- ご加入の本人・配偶者・子どもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

## 個人情報に関する取扱いについて

### <契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）をご参照ください。

－死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください－

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。



## ～いのちの保険～(団体定期保険)のお取り扱いについて

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

<b>保険金のお支払い</b>	<p>死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。</p> <p>●引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。</p> <p>保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ (<a href="https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html">https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html</a>) をご覧ください。</p> <p>なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。</p>		
<b>高度障害</b>	<p>高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="379 590 1347 848"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">高度障害状態とは</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの</li> <li>2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの</li> <li>3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ol> </td> </tr> </table> <p>※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれかが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p> <p>高度障害状態に関する補足説明</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 眼の障害(視力障害)             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。</li> <li>(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。</li> <li>(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。</li> </ol> </li> <li>2. 言語またはそしゃくの障害             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合</li> <li>② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合</li> <li>③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合</li> </ol> </li> <li>(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。</li> </ol> </li> <li>3. 上・下肢の障害             「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。</li> </ol>	高度障害状態とは	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの</li> <li>2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの</li> <li>3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ol>
高度障害状態とは	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの</li> <li>2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの</li> <li>3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ol>		
<b>お支払いできない場合について(解除・免責等)</b>	<p>次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <p>●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき</p> <p>●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき</p> <p>●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき (告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。)</p> <p>●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき</p> <p>●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 死亡保険金について             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被保険者が加入日(*)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。)</li> </ol> </li> </ol>		

<b>お支払いできない場合について(解除・免責等)(続き)</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>② 契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき</li> <li>③ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ol> <p>2. 高度障害保険金について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被保険者の故意によるとき</li> <li>② 契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき</li> <li>③ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ol>
<b>受取人</b>	<p>死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、こどもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。</p>

### 年金払特約

(万一保険金支払事由が発生した場合、**お受取人の方が**保険金を年金で受取れます。)

<b>年金の種類</b>	<p>年金受取人に次のなかから1種類をお選びいただけます。</p> <p>①5年確定年金 ②10年確定年金 ③15年確定年金 ④20年確定年金 ⑤10年保証期間付終身年金 ⑥15年保証期間付終身年金</p> <p>■確定年金 あらかじめ定めた年金支払期間中、年金をお支払いします。年金支払期間中に年金受取人が亡くなられた場合は、その死亡時のご相続人に残存支払期間の未払年金現価をお支払いします。</p> <p>■保証期間付終身年金 生涯にわたって年金をお支払いします。あらかじめ定めた保証期間中に年金受取人が亡くなられた場合は、その死亡時のご相続人に残存保証期間の未払年金現価をお支払いします。</p>
<b>年金の型</b>	<p>定額型…基本年金年額は一定額に固定されます。</p>
<b>配当金のお支払方法</b>	<p>積立配当</p> <p>●年金支払開始後の配当金は引受生命保険会社所定の利率(この利率は、金利水準等の状況変化により変動することがあります)で積み立てておき、年金受取人の請求があったとき、または年金に関する権利が消滅したときに年金受取人に支払います。</p> <p>※適用される引受生命保険会社(幹事生命保険会社)の利率についてはホームページ (<a href="https://www.meijiyasuda.co.jp/">https://www.meijiyasuda.co.jp/</a>) でご確認ください。</p>
<b>年金受取人</b>	<p>保険金等の受取人です。年金受取人の年金支払開始日における年齢が24歳6ヵ月以下の場合には、保証期間付終身年金をお選びになることはできません。なお、<u>年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。</u></p>
<b>年金のお支払い</b>	<p>年金受取人へのお支払いは、年金基金の設定の際に定めることとし、その後は原則として毎年1回、年金支払開始日の応当日(15日)です。第2回以後の年金は毎年2回、4回受取りのいずれかを選択できます。その場合の年金のお支払日は、年金支払日の6ヵ月または3ヵ月毎の応当日(15日)です。年金基金設定後、年金受取人のご請求により、年金支払開始日前日までは年金基金価額、年金支払日以後は、残存支払期間(保証期間付終身年金の場合は、残存保証期間)の未払年金現価をお支払いいたします。保証期間付終身年金で保証期間経過後に年金受取人がご生存の場合は所定の手続きのうえ、年金を生涯お支払いします。終身年金を選択した場合、保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。</p>
<b>年金年額の取扱いについて</b>	<p>基本年金年額(第1回目の年金額)12万円未満または年金基金(10万円単位)100万円未満の場合はお取扱いできません。</p>

### 積立配当金の表示についてのお知らせ

積立配当金額は、それぞれのお支払時期の前年度決算により決定します。  
将来お支払いする積立配当金額は現時点では確定しておりませんので、記載しておりません。  
なお、決算の状況によっては積立配当金額が0となることもありえます。

## ～ファミリー医療保障プラン～(医療保障保険)のお取扱いについて

(\*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

給付内容	給付種類	給付事由	給付内容
給付内容	入院給付金	加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して5日以上入院したとき	入院給付金日額×(入院日数-入院開始日からその日を含めての4日)をお支払いします。
	死亡保険金	保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額

●引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。  
 保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。  
 なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

**給付金のお支払い**

<入院について>

●入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

(1)加入日(\*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。  
 (注)被保険者がこの保険契約の更新後に、加入日(\*)前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、加入日(\*)から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は加入日(\*)以後の原因によるものとみなします。

(2)傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。  
 (注)治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。

(3)「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)

② ①の場合と同等の日本国外にある医療施設

●入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

●被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めるときは、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

●入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。

(1)その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき

(2)その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

●被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めるときは、継続した1回の入院とみなします。

●入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険契約の満了した日のそれと同額とします。

●分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、給付金支払の対象となります。

●薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)、人間ドック、美容整形等、治療を目的としない入院は給付金支払の対象となりません。

<入院給付金>

●入院給付金の支払限度日数は、1回の入院につき120日分、通算700日分です。

●入院給付金の支払事由に該当する入院は、同一の不慮の事故による傷害または疾病による保険期間中の入院日数が継続して5日以上となった入院であることを要します。

受取人	お支払いできない場合について(解除・免責等)
受取人	本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の給付金および、配偶者、子どもの死亡保険金・給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。
お支払いできない場合について(解除・免責等)	<p>次のような場合には、給付金・保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <p>●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき</p> <p>●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき</p> <p>●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。)</p> <p>●契約者もしくは被保険者に給付金・保険金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき</p> <p>●契約者、被保険者または受取人が給付金・保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合</p> <p>1. 入院給付金について</p> <p>①契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失</p> <p>②その被保険者の犯罪行為</p> <p>③その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>④その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>⑤その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故</p> <p>⑥その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故</p> <p>⑦その被保険者の薬物依存</p> <p>⑧地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</p> <p>2. 死亡保険金について</p> <p>①その被保険者についての加入日(*)から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。)</p> <p>②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき</p> <p>③戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</p>



# 契約概要・注意喚起情報【生命保険】

いのちの保険(年金払特約付こども特約付団体定期保険)  
ファミリー医療保障プラン(家族特約付医療保障保険(団体型))

## 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

## 契約概要【ご契約内容】

### 1 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

### 2 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払 事由
いのちの保険	P11	P13	P3	P15
ファミリー医療保障プラン			P9	P17

### 3 配当金

いのちの保険、ファミリー医療保障プランは1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

### 4 脱退による返戻金

いのちの保険、ファミリー医療保障プランは、脱退(解約)による返戻金はありません。

### 5 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社  
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

※ただし、いのちの保険、ファミリー医療保障プランは本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更されることがあります。

## 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

### 1 お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日\*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

### 2 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

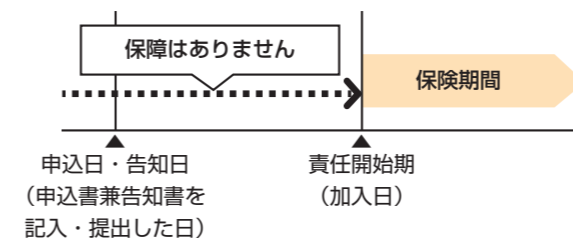
■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

### 3 責任開始期(加入日\*)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日\*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日\*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

### 新規加入の例

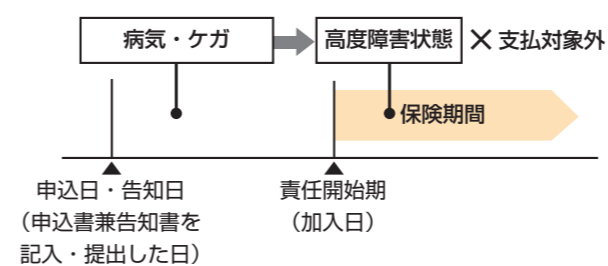


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

### 4 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日\*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

### 高度障害保険金の例



■責任開始期(加入日\*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合には、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

いのちの保険 **P15**、  
ファミリー医療保障プラン **P18**

### 5 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

## 6 ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社  
団体保険ご照会窓口 0120-661-320  
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## 7 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。